

令和6年(ワ)第5485号 損害賠償請求事件

原告 X

被告 国

上申書兼求釈明書

令和6年12月2日

大阪地方裁判所第9民事部合議1C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 津 金 貴 康

第1 準備書面の提出期限の上申

準備書面の提出期限を徒過しているが、事実確認が遂げられておらず、書面の作成が間に合わなかったため、原告との打ち合わせの都合も踏まえ、当方の準備書面の提出を、もう2ヶ月(来年1月末まで)延ばして頂きたい。

なお、現在行っている作業は以下の通りである。

- ・事実確認(原告との打ち合わせ。また、今後は、原告が日常的に作成していた、大阪拘置所で処遇された内容について記載したメモと照らし合わせ、合わせて原告作成のメモについても適宜証拠請求する予定である。)
- ・法的主張の整理
- ・既に入手済みの他の刑事施設の軟菜食に関する資料の精査(こちらも、なるべく次々回期日までに証拠請求予定である。)

第2 求釈明

以下の点について、釈明を求めて頂きたい。

1 資料の提出

(1) 提出を求める資料

- ア 原告にかかる要注意者要視察者動静記録票について、令和4年8月1日以前のもの全て、及び、令和4年8月1日から同年11月22日までの全てのもの
- イ 原告にかかる不喫食者書留簿について、令和4年8月1日以前のもの全て
- ウ 原告にかかる視察表の全て
- エ 令和4年3月10日付告訴願
- オ 令和4年3月12日付審査の申請（3件分）
- カ 担当職員に対し医務回診（看護師の巡回）を願い出た際の記録
- キ 医務回診（看護師職員）の記録
- ク 差入願せん一式

(2) 提出を求める理由

ア (1)アないしウについて

被告は、原告が令和4年3月11日の昼食から81食分を喫食せず、大阪拘置所職員から腐食の理由について聞かれても、明確な理由を述べなかった旨主張する（被告第1準備書面12ページ）。

この点に関し、被告は要注意者要視察者動静記録票や不喫食者書留簿や視察表を証拠として提出しているが、要注意者要視察者動静記録票や不喫食者書留簿については、令和4年8月2日以後のものを出すにとどまっている。また、要注意者要視察者動静記録票については、8月9日及び10日のものがないなど、ところどころ抜けているようにも見受けられる。

視察表も、被告が現在提出したものが全てかどうか判然としない。

これらの書類について、被告が被告にとって都合の良い部分のみを抜粋

して提出し、被告にとって都合が悪い部分（例えば、令和4年8月1日以前に原告が大阪拘置所職員に対しても軟菜食を拒否し、その理由も述べている旨記載されている箇所）を伏せている可能性も疑われる。

そこで、(1)アないしウの書類の提出を求める。

イ (1)エ及びオについて

乙C9号証には、原告が令和4年3月10日付で大阪拘置所長に対し「告訴願」を提出し、また同月12日には大阪矯正管区長に対する審査の申請を出願した旨記載されている。この告訴等の内容が軟菜食に関するものであれば、原告がこの時点で具体的理由とともに軟菜食を拒否していたことを示すものとなる。

そこで、これらの書類の開示を求める。

ウ (1)カ及びキについて

「医務回診」とは、拘置所職員（看護師）が巡回するものであり、被収容者が担当職員に願い出ることで行われる。そこで、(1)カ及びキの資料により、原告がどのような訴えを拘置所職員や看護師に起こしていたかが明らかになりうるので、これらの証拠の開示を求める。

エ (1)クについて

原告は大阪拘置所への入所直後から家族が差し入れたパンや自身で購入した菓子パン等で食いつないでいたが、その菓子パン等の内容、そしてその菓子パン等を食べたことによっても原告の栄養状態に問題がなかったことは、大阪拘置所による食事制限が過剰なものであることを示す証左となりうる。

そこで、この証拠の開示を求める。

2 確認頂きたい事項

- (1) C1号証別紙5の献立表には「成人男子」用のものと「乳製品・牛乳」の材料が載っている。このうち「乳製品・牛乳」に記載の材料は、軟菜食のもの

- のと同じもの（ただし、軟菜食においては、昼食も夕食も主食は麦飯ではなく粥である）でよいか。それとも、軟菜食においては別の献立表が存在するのか。仮に軟菜食の献立表が別にあるのであれば、提出されたい。
- (2) 軟菜食において使用されている粥の製品名（なお、刑事施設やその他の施設で米から調理されているのであれば、その旨ご回答頂きたい。今後、粥の品質についても、裁量逸脱等を主張しうるためである。）
- (3) 食事せん（乙 C 7 号証参照）で、全粥以外の七分粥、五分粥、三分粥が支給されることがあるのか。全粥以外の粥が支給されることがある場合は、その基準、及び支給される者のおおよその人数。
- (4) 乙 C 3 4 号証の判決の控訴審判決の有無。控訴審判決がある場合にはその判決文を提出されたい。

以 上